同 窓 会 会 則

参　考

第１条〔 名称、事務局 〕

本会は、埼玉県立浦和高等学校同窓会と称し、事務局を埼玉県立浦和高等学校（以下「母校」という。）に置く。

第２条〔 目的 〕

本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第３条〔 事業 〕

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 講演会、懇親会等の開催および記念事業

(2) 会報および名簿の発行

(3) 母校および在校生への支援活動

(4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第４条〔 会員 〕

１　本会は、正会員および特別会員をもって組織する。

２　正会員は、埼玉県立浦和中学校および埼玉県立浦和高等学校の出身者とする。

３　特別会員は、母校の現旧職員とする。

第５条〔 機関および議決 〕

１　本会の機関として、総会、理事会、常任理事会、正副会長会を置く。

２　総会は、すべての会員をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。

(1) 事業活動、予算および決算の承認

(2) 役員の選任および解任

(3) 会則の変更

(4) 会費および会員から徴収する金銭に関する事項

(5) その他、理事会が必要と認める事項

３　総会は、毎年１回以上開催する。

４　理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。

　(1) 総会に提案する事項

(2) その他、常任理事会が理事会で議決を求める事項

５　常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって組織し、次の事項を審議するとともに本会の事業活動を監督する。その議決は、出席者の過半数による。

　(1) 理事会に提案する事項

　(2) その他、常任理事会が必要と認める事項

６　正副会長会は、会長および副会長をもって組織し、次の事項を審議する。

　(1) 本会の事業活動の発案

　(2) 常任理事会に提案する事項

　(3) その他、正副会長会が必要と認める事項

第６条〔 役員 〕

本会に次の役員を置く。

会　　長　１名　　　　　　　副 会 長　５名以内　　　常任理事　２５名以内

理　　事　１２０名以内　　　監　　事　２名

第７条〔 役員の職務 〕

役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、各会議において議長を務める。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(3) 常任理事は、常任理事会において本会の事業活動を立案する。また、委員会等に属し、事業活動を円滑に執行する。

(4) 理事は、理事会において常任理事会の提案事項を審議する。

(5) 監事は、事業活動および会計を監査する。また、各会議に出席することができる。

第８条〔 役員の任期および選任 〕

１　会長、副会長、常任理事、理事および監事の任期は２年とする。

２　役員は再任されることができる。ただし、会長および副会長の任期は原則として２期４年、常任理事の任期は原則として４期８年を限度とする。

３　役員の選任は、次のとおりとする。

(1) 会長および副会長は、常任理事会が正会員の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。

(2) 常任理事は、常任理事会が各回卒業生推薦理事から半数程度、各地域職域同窓会推薦理事から４分の１程度を推薦し、その他は会長がこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。ただし、７５歳未満の正会員を推薦する。

(3) 理事は、各回卒業生から各１名のほか、各地域職域同窓会および各クラブ活動ＯＢ会からも１名を推薦することができる。ただし、いずれも各母体の会員の２０名以上の推薦を必要とし、総会において選任する。

(4) 監事は、常任理事会がこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。

第９条〔 事務局長 〕

１　本会事務局に事務局長を置く。

２　事務局長は、常任理事会が正会員の中からこれを推薦し、会長が任命し、理事会および総会にて報告する。

３　事務局長は、本会の庶務および会計を掌る。

第10条〔 校内幹事 〕

母校の現職教員である正会員は、校内幹事として、母校との調整をはかりつつ、本会の事業が円滑に遂行されるようこれを支援する。

第11条〔 顧問および名誉会員 〕

１　本会に顧問および名誉会員を置くことができる。

２　顧問は、会長の相談に応じる者とし、総会の承認を経て会長が委嘱する。母校校長は顧問とする。

３　名誉会員は、本会および母校に対して特に功績がある者とし、総会の承認を経て会長が委嘱する。

第12条〔 委員会 〕

１　本会の事業を円滑に進めるため、委員会を置くことができる。

２　委員会は、副会長または常任理事、および正会員をもって組織する。ただし、４分の１を超えない範囲で正会員以外の有識者を委員とすることができる。

３　委員会の名称および活動内容、ならびに委員の選任および任期については、常任理事会においてこれを定める。

第13条〔 入会金 〕

本会に正会員として新たに入会する者は金２０,０００円を納付する。

第14条〔 会計 〕

本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

附　則　　平成８年５月１２日　　改正

平成２７年５月２４日　改正